

土海第 1021号
平成31年1月11日

沖縄防衛局
調達部長 井上 主勇 殿

沖縄県土木建築部長
上原 国定

普天間飛行場代替施設建設事業に関する埋立に用いる土砂（岩ズリ）
の性状の確認について

平成30年12月12日付け土海第917号及び同年12月21日付け土海第955号において指摘したとおり、国土交通大臣が平成30年10月30日付け国水政第44号により行った普天間飛行場代替施設建設事業（以下「本件事業」という。）に係る公有水面埋立承認の取消処分についての執行停止決定（以下「本件執行停止決定」という。）は違法無効であり、貴局が本件事業に係る公有水面埋立工事を行う権限を喪失したまま、違法に工事を続行していることは許されません。さらに、貴局から示された土砂の性状検査の結果に関しては、実際に投入された土砂と同一の材料であるかどうか重大な疑義が生じているものであり、このような性状の確認及び有害物質の有無の確認ができないままの土砂を投入することは許されるものではありません。

このことから本県は、平成30年12月21日付け土海第956号（以下「土海第956号文書」という。）により、貴局に対して投入土砂の性状調査の実施を求めるとともに、県による投入された土砂の立入調査に応じるよう併せて求めたところであります。

しかしながら、貴局は、平成30年12月27日付け沖防調第6287号（以下「沖防調第6287号文書」という。）により、「当局としては、埋立に使用する埋立材について必要な確認を行っており、また、環境影響上問題を生じさせる工事は何ら行っておらず、埋立材の投入を中止すべき理由はない」と回答して投入土砂の性状調査を示さず、本県が土海第956号文書で指摘した性状検査の時期や液性限界・塑性限界試験結果に関する疑義については未だ全く解消されておられません。

性状が未確認な土砂を投入し続けることは、埋立区域及び周辺海域の環境に極めて重大な悪影響を及ぼすおそれを増大させるものであります。

については、平成30年12月14日付け事務連絡（「普天間飛行場代替施設建設事業における埋立用材（岩ズリ）に使用される性状等について」）に示された性状試験結果に関する疑義事項を改めて別紙のとおり示しますので、土砂の投入を直ちに中止した上で、当該疑義事項に対して明確に、誠実に説明するとともに、実際に投入された土砂の性状調査結果を速やかに示してください。

本件については、平成31年1月18日（金）までに書面による回答を求めます。

なお、投入土砂の性状確認や土砂投入地点における県の立入調査を求める法令上の根拠等については、下記のとおりです。

記

貴局が、本件事業に係る公有水面埋立工事を行う権限を喪失したまま土砂投入を進めていることは違法な行為であるが、実際に土砂が投入された以上、当該土砂による埋立区域及び周辺海域の環境への影響を県として確認する必要がある。もともと、埋立用材の性状や有害物質の含有の有無等は、公有水面埋立法第4条第1項第2号の要件（以下「2号要件」という。）の審査にあたって必須の項目とされ、埋立土砂による環境影響を生じさせないようにしているものであり、違法に土砂が投入された上に当該土砂の性状等について重大な疑義が生じている現状にあっては、本県の責務として、当該土砂による環境への影響を確認する必要があるものである。このことから、貴局において速やかに投入土砂の性状調査を実施することを求めるとともに、土砂投入地点における県の立入調査を求めているものである。

なお、旧運輸省港湾局長から港湾管理者の長あてに発出された昭和51年4月30日港管第1601号「公有水面埋立法の適正な運用について（行政管理庁の改善意見に関連して）」では、発信者自ら「同改善意見に述べられていることは、公有水面埋立法の運用上きわめて重大な問題である」と述べており、改善意見の概要として、「埋立工事は、公有水面埋立法及びこれに関連する法律に従って適正に施行されなければならないが、以下に述べるように、法令上必要な諸手続をとることなく放置されている等の不適正工事が認められる。この原因は、埋立権者の法令の不知、不履行とともに、県の実態把握及び免許事案の管理不十分にあると認められるので、県は工事の適正な執行を確保するため、法令の趣旨に照らして必要な改善措置を講ずる必要がある。」と記載されている。投入された土砂の性状等について重大な疑義が生じている以上、県として実態把握に努めなければならないことは当然であり、これを貴局が否定することは、それこそ「公有水面埋立法の運用上きわめて重大な問題」となるものである。

平成30年12月14日付け事務連絡（「普天間飛行場代替施設建設事業における埋立用材（岩ズリ）に使用される性状等について」）に示された性状試験結果に関する疑義事項

1 試験結果の日付について

資材の品質管理においては、品質確保の観点から1年以内の試験結果を用いることが一般的であるが、貴局が提出した試験結果の日付は一年以上を経過した試験結果報告書となっており、不適切な試験結果報告書である。

2 埋立土砂の混合について

今回投入された土砂は、名護市在の棧橋から搬出前の平成30年12月上旬に搬出鉱山の異なる土砂が混合された資材が搬出されたと報道されている。本来、搬出直前に混合された土砂の性状試験結果を県に提出すべきであるが、そのような試験結果を県に提出しない理由を明らかにしていただきたい。

3 岩ズリ（埋立土砂）の材料仕様について

貴局は、埋立に用いる岩ズリの要求性能は①液状化の可能性のない粒度分布とすること、②最大粒径は施工性を考慮して概ね300mm以下とすること、③細粒分含有率は直接投入による濁りを少なくするため2～13%とすること等を承認審査の過程で県に説明している。

しかし、発注した埋立工事の材料仕様書では、細粒分含有率を40%以下としており、明らかに上記③の性能と相違する資材を定めており、その理由を明らかにしていただきたい。

4 土の粒度試験結果及び土の液性限界・塑性限界試験結果が「NP」とされていることについて

平成30年12月14日付け事務連絡にて報告のあった材料承認願では、液性限界・塑性限界試験値がNPとされていることから、当該試料の細粒分の土質分類はシルトが卓越した資材と推察される。

さらに、粒度試験結果によると75mm以上の粒径がない粒径加積曲線となっており、明らかに資材承認願の報告書とは相違する岩ズリが現場に投入されている。

については、資材承認願いと相違する資材を投入した理由を明らかにしていただきたい。

5 複数の鉱山から産出された岩ズリについて

平成29年4月7日の試験結果報告書で試験された岩ズリは、本部地区から名護地区に至る7鉱山から産出された岩ズリを混合したものであり、品質にバラツキがあ

り、一貫した性能を示さない資材と推察されるため、それぞれの鉱山の配合率を定めた資材として、性状試験を行うべきである。そのような性状試験を行った理由を明らかにしていただきたい。

6 有害物質の試験結果について

貴局の提出した土壌汚染に関する環境基準の調査結果は、平成28年3月25日の試験結果であり、1～5で指摘したとおり、赤土を混合する前の試料を測定したのであれば、埋立土砂の有害物質の試験結果としては不十分と考えられる。埋立土砂の有害物質の試験は、混合後の試料を試験すべきである。